

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要													
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））												
地区名	新城市川合字椎代												
事業箇所	新城市川合字椎代												
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。												
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b> 護岸工 59m、根固工 2 個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。</p>												
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 百万円</td><td>■工事費</td><td>9 百万円、□用補費</td><td>百万円、□その他</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>百万円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳			9 百万円	■工事費	9 百万円、□用補費	百万円、□その他				百万円
事業費	内訳												
9 百万円	■工事費	9 百万円、□用補費	百万円、□その他										
			百万円										
事業期間	採択予定年度 平成 27 年度 着工予定年度 平成 28 年度 完成予定年度 平成 28 年度												
事業内容	護岸工 59m、根固工 2 個を設置する。												
II 評価													
①事業の必要性	3) 必要性 当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。												
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。											
②事業の実効性	【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。												
	5) 事業計画 平成 25 年度に測量設計委託を 1 百万円で行い、平成 28 年度に工事を 9 百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成 28 年度で、総事業費は 9 百万円の予定である。												
③事業の実効性	6) 地元の合意形成 合意済み												
	判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。											
	【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。												
III 対応方針													
妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容													
<p>■対象（事業完了後 5 年目） □対象外</p> <p>【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 治山施設の整備状況</p>													